

## 留守家庭児童育成室の入室に際して

### 1 今後の手続について

#### ■入室説明会(新規に入室する児童対象)

**重要**

令和6年度から新規で入室する児童(新1年生や新2・3・4年生から入室される方、育成室を変更される方)の保護者を対象とした入室説明会を以下のとおり開催します。あわせて、指導員との面談も行いますので、必ず入室する児童同伴で御参加ください。

なお、当日やむを得ず参加できなかった場合は、個別に入室説明を兼ねた面談の機会を設定していただくこととなりますので、入室予定育成室に直接連絡を取っていただき、日程を調整してください。面談の時間は育成室開室時間内をお願いします。なお、個別面談につきましても、必ず入室する児童同伴で御参加ください。

日 時： 令和6年3月16日(土) 15時から

※別途育成室から案内の通知がある場合はそちらを優先してください。

(児童の人数にもよりますが2時間程度を予定)

場 所： 入室予定の留守家庭児童育成室

提出物： ①「連絡票」

②「緊急時引渡票」

③「学校生活管理指導表(学校に提出したものの写し)」

(アレルギー疾患があり、アレルギー対応を育成室で行う場合のみ)

※令和6年度から新規で入室する児童は、入室説明会へ御参加いただくか、個別面談を行わなければ育成室を利用できません。

なお、入室説明会にやむを得ず参加できず、個別面談が4月以降となった場合、育成室の利用開始は個別面談の日の翌日以降となります。利用開始日につきましては、個別面談の際に、指導員へお伝えください。

#### ■4月1日(月)～ 新年度開始

前年度から継続して入室する児童は、①「連絡票」、②「緊急時引渡票」、(必要に応じて③「学校生活管理指導表の写し」)を改めて在籍育成室へ提出してください。

#### ■4月中旬～下旬頃

「保育料納入通知書」、「口座振替開始通知」等の保育料納入関係書類を送付します。

#### ■4月30日(火)

4月分の保育料支払期限及び口座振替日です。以降、毎月末に支払期限及び口座振替日が設定(月末が土日・祝の場合は、翌営業日)されています。

#### ■5月中旬～下旬頃

口座振替時に口座残高が不足していた場合や、納入通知書の支払期限までにお支払いいただけなかった場合は、口座振替不能通知や督促状をお送りします。指定の金融機関窓口で速やかにお納めください(以降、毎月同様の手続)。なお、保育料、延長保育料、おやつ代の未納が続く場合、入室の許可を取り消す場合があります。

## 2 育成室の開室時間及び休室日

- (1)開室時間 平日：放課後から午後5時まで  
学校休業期間及び第4土曜日：午前8時30分から午後5時まで  
※一部の委託育成室は、夏休み等の長期休業中は午前8時から開室
- (2)延長保育 直営育成室：午後6時30分まで  
(第4土曜日除く) 委託育成室：午後7時まで
- (3)休室日 土曜日(第4土曜日除く)、日曜日、祝・休日、12月29日から翌年1月3日まで、3月31日(令和6年度最終日)

## 3 児童の安全のために

### (1)児童が保育時間中(育成室への登下校も含む)に怪我をした場合

保育時間中に怪我をした場合は、応急処置をし、症状によっては医療機関に受診します。医療費は個人負担となりますが、市で加入している傷害保険が適用される場合があります。その際には、保険の請求用紙等をお送りしますので手続をお願いします。なお、傷害保険は医療費を補填するものではありませんので、御了承ください。

### (2)台風等で学校が休校、又はインフルエンザ等で学級閉鎖等になった場合

休校や学級閉鎖等の場合、対象となる児童(休校・学校閉鎖の場合は全員、学年・学級閉鎖の場合は対象学年・学級に在籍する方)は、育成室に登室することはできません。また、夏休み等の学校休業期間中に暴風警報が発令された場合も、育成室が休室になる場合があります。

詳しくは、放課後子ども育成室のホームページ(ページ番号 1013348)に掲載の「台風等による「暴風警報」または「大雨特別警報」発令時及び、インフルエンザ等による学級閉鎖時等の休室について」を御確認ください。

### (3)留守家庭児童育成室における食物アレルギー対応等について

留守家庭児童育成室におけるアレルギー対応等につきましては、放課後子ども育成室のホームページ(ページ番号 1013348)に掲載の「留守家庭児童育成室における食物アレルギー対応等について」を御覧ください。児童の皆様の安心と安全ため、必ず御確認ください。

### (4)配慮を要する児童の申請に伴う送迎の運用について

留守家庭児童育成室において、配慮を要する児童の申請をする場合、送迎を必須としていましたが、令和6年度から、1年以上配慮を要する児童として入室している場合で、送迎がなくても安全に登室や降室ができる児童に限り、送迎の取りやめ申請を行えることとします。なお、申請書については、育成室から受け取れるよう準備を進めています。

## 4 その他

- (1)学校給食のない始業式、終業式、夏休み等の学校長期休業期間は、お弁当を持参してください。
- (2)本案内も含め、同封している書類などは、放課後子ども育成室のホームページに掲載しますので御確認ください。

<問合せ先> 吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室  
電話 06-6384-1599(直通) / FAX 06-6380-6771  
メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

ホームページ  
QRコード

